

外務省国際協力局 局長 佐渡島志郎 様

cc: 国際協力機構東南アジア第一・大洋州部 部長 広田幸紀 様

2010年3月29日

パハン・スランゴール導水事業 被影響住民の移転プロセスに関する公開質問状

国際環境 NGO FoE Japan

弊団体は、パハン・スランゴール導水事業（以下、事業）について、これまで、事業の必要性、事業の被影響住民である先住民族（オランアスリ）の移転プロセス、不適切な環境影響評価（EIA）、森林保護区の水没等、様々な環境社会配慮上の問題を提起して参りました。

これらの指摘事項のうち、特に、被影響住民であるオランアスリ（以下、住民）の移転に関しては、これまで、貴省及び国際協力機構（JICA）が、移転前に住民に対して十分な情報を提供すること、移転・補償政策が住民の意向を反映したものになること、また移転の合意は自由意思に基づくものとなるよう配慮してこられたことに敬意を表します。

しかしながら、同意取得時点で事前の説明が十分とは言えない点があったこと、また移転及び補償に関する重要な事項につき未決定の時点での同意取得だった等により、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（以下、ガイドライン）」で規定されている十分な情報に基づいた住民の合意を適切に満たしたものではありませんでした。

現地では、2009年8月6日の会合で多くの住民が移転の同意署名を行い、また、その後も、住民会合等が重ねられ、同意した住民については移転プロセスが進んでいるものと理解しております。

今後は、移転した住民が、以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復するよう¹、以下のことが重要となります。

- ◆ 移転住民の損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられること²。
また、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されること³
- ◆ 対策の立案、実施、モニタリングにあたっては、住民の適切な参加が促進されること⁴。そのために、同意署名時点では説明が不十分であった事項については十分な説明を行うこと。また、未決定の事項については住民と十分な協議を行った上で決定し、住民の意見が十分に反映された移転計画を作成・公開すること
- ◆ 移転計画の策定後は、それらが確実に実施されるよう、適切なモニタリングとフォローアップを行うこと

このような問題意識に基づき、住民移転手続き及び移転後の住民の生活の改善・回復を確保する上で、重要であると認識している事項につき、以下質問致します。御回答頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」【第2部】1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮「非自発的住民移転」

² 同上

³ ガイドライン「先住民族」

⁴ ガイドライン「非自発的住民移転」

【移転を希望しない世帯について】

1. 移転を希望しない世帯⁵については、彼らの自由意思が尊重され、事業者等により半ば強制的な措置等が取られることのないように十分留意されなければなりません、貴省のご見解はいかがでしょうか。
2. 移転を希望しない世帯には、現在の居住区における土地所有権及び慣習的に利用してきた土地・森林資源へのアクセス⁶が保障されるべきですが、いかがでしょうか⁷。

【移転世帯について】

3. 村内の世帯数は時間を経るうちに変移していると思われませんが、住民に対してカットオフデートを明確に伝えた上で、最終的に移転を希望する全世帯に対して、補償及び移転地における家屋・農地が供与されるとともに、森林資源へのアクセス（質問 26、28-2 を参照）や各種支援策及び設備へのアクセスが保障されるべきですが、いかがでしょうか。
4. 家屋・農地等が与えられる際の「世帯」の定義をご教示ください。また、移転後の生活回復にとっても重要である世帯の定義について、住民と協議の上決定するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

【同意書の複写の手交について】

5. 8月6日及びそれ以降に移転の同意書に署名した全世帯に対して、同意書の複写（添付文書を含む）が手交されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

【補償支払い及び移転地整備の時期について】

6. 8月6日の会合で、事業者は、「移転は2010年10月から開始する」と述べていました。一方、事業の環境管理計画(EMP)⁸(P.9-6)及び2003年の環境アセスメント報告書(EIA)⁹(P.6-19)には、移転の3、4年後にアブラヤシが生産できることを確保するため、移転の少なくとも2年前にはアブラヤシが植えられていなければならないと記されています。しかしながら、2009年8月時点では、アブラヤシの植え付けが確保できていなかったと認識しております。従って、本来であれば、2010年の移転は拙速と思われるが、住民の中には早期の移転を希望する意見もあるため、2010年10月には移転が進められるものと理解しております。少なくとも移転開始前には、全移転対象世帯のための家屋、アブラヤシ農園、果樹園、電気、水等が整備され、補償及び移転費用の支払いが完了しているべきだと考えますが、いかがでしょうか¹⁰。また、それが確保されない場合、その理由をご教示願います。

⁵ 2009年10月12日に開催された Technical Committee（技術委員会）では、123世帯中、110世帯が移転を希望、残りの13世帯が移転を希望していない旨言及されたという。

⁶ オランアスリの森林資源に対する権利については Nicholas, C., *The Orang Asli and the Contest for Resources*, International Work Group for Indigenous Affairs, Center for Orang Asli Concerns, 2000. P.223 を参照。

⁷ オランアスリ居住区指定に関わらず（質問13を参照）移転を希望しなかった住民が、これまで通りの生活が送れるように、こうした事項が保障される必要がある。

⁸ UKM Pakarunding Sdn. Bhd., *Environmental Management Plan for the Proposed Conversion of 600 Acres of Kelau Forest Reserve at Sg Bilut for the Resettlement of the Sg Temir Orang Asli, Raub Pahang Darul Makmur, Draft Final Report.*, November 2003.

⁹ UKM Pakarunding Sdn. Bhd., *Environmental Impact Assessment Study for the Proposed Conversion of 600 Acres of Kelau Forest Reserve at Sungai Bilut for the Resettlement of the Sungai Temir Orang Asli, Raub, Pahang Darul Makmur, Report.*, April 2003.

¹⁰ 本来であれば、補償支払いの時期は、補償の水準も合わせ、住民が移転の有無を選択する以前に提示されているべきものであるが、2010年1月29日に開催された技術委員会では、補償金の支払いを移転前と移転後に分割して行う計画についてマレーシア政府内で検討中である旨言及されたという。仮に補償の一部を移転後に支払うこ

【コミュニティの社会経済状況の把握について】

7. EMP (P.9-8) には、移転の準備段階から再建段階に至るまで¹¹、コミュニティの社会経済状況の把握(世帯の収入・支出、雇用、教育水準、世帯構成、健康状況、住居、基本的設備へのアクセス、車両の保有)を行うと記されていますが、これは現在行われていますか。また、今後の状況把握の頻度についてもお教示願います。
8. 7の結果は、公開されますか。個別世帯に関する情報は個人情報保護の観点から公開は適しませんが、集計・分析した情報については、公開するべきだと考えます。貴省のご見解はいかがでしょうか。

【移転計画(RAP)の策定について】

9. ガイドラインで規定されている、以前の生活水準、収入機会、生産水準の改善または回復を確保するためには、移転前の生活水準、収入機会、生産水準等を把握することが不可欠です。上記の調査は、目標達成度を測る際のベースラインデータとして、住民移転計画(RAP)に記されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。
10. 8月6日の移転の同意取得時には、作物・家屋の補償等の重要な補償内容が決定していなく、アブラヤシ農園の管理方法や利益分配の方法等の重要事項が住民に知らされていませんでした。従って、RAPのドラフトは住民にも公開され、また住民の理解し易い様式での説明・協議が全世帯を対象に行われ、RAP最終版における住民意見の反映を確保するべきですが、いかがでしょうか。
11. 10を実施する際には、Technical Committee(技術委員会)における説明だけでは、住民参加が非常に限定されているため、不適切です。住民の村において実施されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。
12. また、下記13~28は、最終的にはRAPに記載され、住民に公開されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

【オランアスリ居住区指定について】

13. 2000年EIA¹²(Ch11 P.3)には、現在のオランアスリ居住区指定を解除し、移転地において居住区指定を行うとありますが、8月4日に事業者から住民に配布された文書には、居住区指定について明記されていませんでした。現在のオランアスリ居住区指定は解除され、移転先の855エーカーの土地¹³がオランアスリ居住区として指定されるのでしょうか。また、それぞれの時期はいつですか。

【土地に対する権利について】

14. 8月4日の移転地における会合で住民に配布された書面には、各世帯主には、5エーカーの

と(分割払い)が計画されているのであれば、可能な限り早期に、分割払いの理由・計画を住民に説明し、分割払いの是非について協議を行う必要がある。また、住民が分割払いに合意した場合には、分割払いの実施方法等を住民との協議の上、決定するべきである。

¹¹ EMPでは、基本的に全ての事項について、準備段階及び移転段階(移転開始から移転後3ヶ月間)では2ヶ月に1度、再建段階(移転3ヵ月後からアブラヤシが生産できるまで。即ち移転後3~4年間)及びポスト再建段階では半年に1度モニタリングを行うことが勧告されている。

¹² MAB Environmental Consultation Sdn. Bhd., *Detailed Environmental Impact Assessment Study, Final Report, The Proposed Raw Water Transfer Project From Pahang D.M. To Selangor D.E. Malaysia, Final Report.*, August 2000.

¹³ 8月4日に事業者から住民に配布された文書によれば、移転先の土地は855エーカーである。

ブラヤシ農園及び 1 エーカーの果樹園が割り当てられるとあります。住民にはこれらの土地に対し、土地所有権 (Land Ownership) が付与されるべきですが、いかがでしょうか。

15. 住民に与えられる土地の権利に、万が一何らかの付帯条件¹⁴が伴うことがある場合は、その内容についてご教示願います。
16. 権利が付与される時期はいつですか。権利付与のための条件はありますか。また、権利付与の際に発生する手続きに要する諸費用は誰が負担しますか。
17. 移転地における土地所有権が住民に正式に付与されるまでの間、住民は移転先で与えられる予定の土地 (855 エーカー) を自由に利用できますか。制限があるとすれば何ですか。

【アブラヤシ農園・果樹園の開発・管理について】

18. 移転先の主な生計手段として、アブラヤシ農園及び果樹園が用意され、その開発に当たっては FELDA のスキームと類似のものが想定されています (添付資料参照)。しかしながら、これまでアブラヤシ農園の管理経験を持たない住民が多いと理解しております。本来であれば、アブラヤシ農園がどのようなものであるのか、負の側面¹⁵も含め、住民に対する十分な説明を行い、同時にどのような管理方法が可能かということも含めて¹⁶住民と協議を経て、支援内容を決定するべきでした。しかしながら、すでに植え付けも始まっており、農園整備が進んでいるものと理解しております。アブラヤシ農園の開発・管理方法については、その詳細が 8 月 6 日の合意取得時には決定していませんでしたが、住民の生計回復を確保する上で非常に重要な事項です。また、FELDA のスキームに対しては賛否両論があるようですが¹⁷、最近も住民との利益分配等を巡る問題が起きている例もあり¹⁸、管理方法を決定する上では、先行例をよく検証する必要があります。従って、アブラヤシ農園 (及び果樹園) の開発・管理方法について、特に質問 19 に示すような事項については、住民に対して十分な情報を提供した上で協議を行い、住民意見の計画・実施への反映を確保するべきですが、貴省のご見解はいかがでしょうか。

¹⁴ 例えば、売買に関する条件、相続に関する条件、賃貸借に関する条件、譲渡に関する条件、質入れ・担保に入れる条件等。

¹⁵ アブラヤシ農園は植物の特性等により、管理規模の大きい大資本に依存的で買い手優位になる、国際市場価格に連動して所得が激しく変動する等、売り手にとってのリスクが指摘されている。岩佐和幸『マレーシアにおける農業開発とアグリビジネス』法律文化社、2005 年、地球・人間環境フォーラム「発展途上地域における原材料調達グリーン化支援事業サプライチェーンを遡ってみれば」2006 年 3 月<

<http://www.gef.or.jp/report/GreenSourcing2006/all.pdf>>等を参照。

¹⁶ 例えば、Vermeulen & Goad は、小規模農家を大きく「支援された小規模農家」と「独立小規模農家」に分類し、それぞれの長所と短所を指摘している (Vermeulen, S., & N. Goad, *Towards Better Practice in Smallholder Palm Oil Production*, International Institute for Environment and Development, 2006.)。FELDA のスキームは前者に当たるが、コミュニティの置かれた状況と管理方法の長所・短所を比較検討し、住民にとって最適な方法を採用するべきである。

¹⁷ これまで FELDA のスキームを評価する論調が多かったようだが、最近農民サイドからみた批判的な研究も出てきている。例えば、岩佐は農民サイドからみた負の側面として、「世界市場と直結した日常生活の不安定性」「累積する債務負担」「所得控除を名目とする FELDA の超過搾取と周期的な生活難」等を挙げている (前掲 P.212)。なお、古いデータではあるが、同書表 V-2 (P.191) によれば、住民の総所得から、運営経費、債務返済や各種控除、末端の罰金、各種活動費が引かれ、手取り額はわずか 28.4% (RM289) しか残らないという調査データもある。

¹⁸ 例えば報道によれば、連邦裁判所は FELDA に対して、1996 年から 2002 年の間にアブラヤシの支払いの際、質を過小評価し、Tanah Merah, Kelantan にある Felda Kemahang 3 の 354 人の住民に損害を与えたとして、RM1,100 万を支払うように命じたという (“Felda Gets Stay on Court Order”, The Star, Thursday February 11, 2010 や “Court Orders Felda to Pay Settlers RM11 Million”, The Malaysian Insider, June 26 等を参照)。

19. 以下の事項について、現在計画されていることをご教示ください。

(開発段階)

- 19-1. 収穫が可能となるまでの期間、アブラヤシ農園及び果樹園の開発・管理主体及び労働者は誰ですか。
- 19-2. アブラヤシ農園及び果樹園の開発・管理に要する諸経費は誰が負担しますか。仮に経費負担を住民と折半する場合、その折半の比率、住民が負担する総額、支払い期間、支払い方法はどのように想定されていますか。
- 19-3. その他アブラヤシ農園・果樹園各々の造成の基本計画について(苗木は高収量品種が¹⁹、1区画=5エーカー・1エーカー当たり何本植えられるのか、肥料は散布されるのか、また散布の頻度、村内の道路の舗装等)ご教示願います。
- 19-4. アブラヤシ農園の造成中、住民による間作(Intercropping)²⁰は可能ですか。

(操業段階)

- 19-5. 収穫が可能となった後、アブラヤシ農園及び果樹園の管理主体及び労働者は誰が想定されていますか。また、これらが住民である場合、管理・労働の単位は個人ですか、グループですか。
- 19-6. アブラヤシの買い手は誰ですか。
- 19-7. 住民との協議を経て住民意見を反映した結果、仮に、収穫が可能となった後、アブラヤシ農園及び果樹園の管理を住民以外の主体に委託することになるとすれば、住民に代わる管理主体は誰が想定されていますか。また、委託の期間、生産物の年間販売利益総額、諸経費総額・内訳及び住民負担分総額・内訳²¹、住民の純収入(諸経費を控除した後の手取額)の予測額はどのように想定されていますか。

(再植段階)

- 19-8. 通常アブラヤシは20年～25年で寿命を迎えますが、再植及び再植後の管理主体は誰が想定されていますか。
 - 19-9. また、再植の時期まではまだ十分な時間があることから、上記については、住民がアブラヤシ栽培をある程度経験した段階で改めて十分協議を行い、住民意見を反映して決定するべきですが、いかがでしょうか。
20. 上記につき情報を与えた上で住民と協議を経て管理方法等を決定すると同時に、農園管理が生計回復・改善に資するよう、能力開発や技術支援等住民に対するきめ細やかな支援²²が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

¹⁹ 低収量品種に比べ、収穫量が2倍近くになるという。

²⁰ EMP(P.9-12)にも間作及びこれへの支援(質問24、脚注30を参照)が勧告されている。特にアブラヤシの収穫ができない間、住民の生計に寄与すると言われている(Vermeulen & Goad 前掲、Zen, Z., et al., *Oil Palm in Indonesian Socio-Economic Improvement A Review of Options*, The Australian National University, 2005.等を参照)。

²¹ 岩佐(前掲P.192)によれば、FELDAのスキームにおいて、所得控除が何段階も積み重ねられているにもかかわらず、明細書には収入額と控除額の合計しか記載されておらず、農家の多くは控除費目の詳細について十分に理解していないという。従って、支払い時はもとより、計画段階からこうした情報を住民に明確に伝えていくことが重要である。

²² Potterは、小規模農家にフレンドリーなアブラヤシ農園にするためには、混作(Mixed Cultivation)の許容、土地所有権の保障、明白で柔軟なクレジット設定、認証された種子と肥料への補助金付き価格でのアクセス、農家による協同組合式小規模工場等が重要であると指摘している(Potter, L., "The Oil Palm Question in Borneo," Persoon, G. A. & M. Osseweijer (eds.), *Reflections on the Heart of Borneo*, Tropenbos International, 2008.)。また、Vermeulen & Goadはこれらに、信頼できる情報へのアクセス、フード・セキュリティと商品作物栽培のバランス、十分な労働力等を加えている(*Ibid.* 特に表6には小規模農家が直面する課題に対する取り組みがまとまっている)。例えばこうした事項につき住民との協議の上、住民のニーズに適した支援が提供されるべきである。

【生計支援プログラムについて】

21. 8月6日の会合で、事業者は、移転後の収入支援策として用意されている「RM400/月/世帯(4年間)」の増額及び延長を検討していると述べていました。また、2009年10月12日の技術委員会では、貧困ラインに従ったRM683への引き上げに言及されたといえます。本来であれば、上記質問7のベースラインデータに基づき、移転住民との合意の上で金額を決定すべきです。最終的に決定した金額はいくらですか。
22. 上記収入支援策は、基本的に住民へのグラント(贈与)であるべきですがいかがでしょうか²³。
23. 2003年EIA(P.6-19)には、アブラヤシが十分に収穫できなかった場合、収入支援策の延長の必要性を説いています。仮にアブラヤシが移転後4年間を経ても十分に収穫できなかった場合、収入支援策は、アブラヤシの収穫が十分可能となり、生活の回復・改善が可能となるまで、延長されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。
24. EMPには²⁴、RM400以外の生計支援プログラムの内容について、以下のような記述がありません。
- 移転準備段階:(1)商業作物の生産に関する組織化された農業及びその他の生産(手工芸品を含む)のための協同組合の設置²⁵、(2)教育・スキル開発プログラムの計画²⁶
 - 再建段階:(1)協同組合プロジェクト²⁷、(2)農業生産、手工芸品、起業支援等のトレーニング・スキル取得²⁸、(3)裁縫・料理のトレーニング、クレジット²⁹、(4)政府機関による農業生産支援³⁰
- これらについては、その内容、参加者等について住民と協議を行い、実施されている/される予定ですか³¹。各プログラム項目についてご回答ください。
25. 現在想定されている広さのアブラヤシ農園及び果樹園からの収入だけでは、生活回復・向上を図る上で十分ではないとの認識も見られます³²。アブラヤシ農園及び果樹園からの収入だけでは、生活回復・向上を十分図れない場合をも想定して、住民と十分協議を行いながら、上記に限定しない副収入支援策を講じるべきだと考えますが、いかがでしょうか。
26. また、上記の懸念があるため、元の居住区やラクム森林保護区内等で住民が伝統的に利用してきた土地が水没しない場合、住民には当該土地についてこれまで同様の利用(作物の栽培、狩猟、森林産物の採集活動等)が保障されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

²³ FELDA のスキームの場合、収穫が可能となるまでの間の収入手当は、開発経費等とともに、住民に対するローンとなり、収穫が可能となった後に収入から控除される仕組みとなっている。アブラヤシの経済的寿命(20~25年)が終わる段階でようやく債務を完済し、再植に取り掛かなければならないケースもあるという(岩佐前掲)。本事業の支援策の場合は、たとえ住民が移転を選択したとしても、移転は事業が発端となっており、そのため生計活動ができない住民に対する補償の意味合いが込められていることから、当然無償で提供されるべきである。

²⁴ 2003年EIA(P.6-17、P.6-18、P.6-19)にも同様の記載がある。

²⁵ EMP(P.9-6)

²⁶ EMP(P.9-7)

²⁷ EMP(P.9-11)

²⁸ 同上

²⁹ EMP(P.9-12)

³⁰ 同上。アブラヤシとの間作の管理システム(Intercropping management system with the oil palm)への支援も含む。

³¹ 生計支援プログラムの策定にあたっては、上記質問7のベースラインと比較し、生活の改善・回復に必要な収入機会を十分に確保できるよう、中長期的な見通しも含め、計画が立てられるべきである。そのためには、移転後の主収入(アブラヤシによる収穫、あるいは、収穫までの収入支援策)また、それを補完する副収入を目的とした各支援策について、各収入見込み額を基にした生活改善・回復のシナリオを、スケジュール感とともに示すことも必要であると考えます。

³² 特に収量が少ない若木の時期において顕著であるという(Zen 前掲)。また、世代を追うごとに土地が益々不足するという問題もある。

【作物・家屋等の補償について】

27. 作物及び家屋等財産の補償額の水準（各単価）³³については、住民と協議の上決定し、決定した内容については、RAP 等に記載され、住民が常に自由に確認できる形で公開されているべきです。また、各世帯の補償額についても、当該世帯と協議の上決定し、その明細（補償対象となる項目、数、各項目に対する補償単価、その小計および補償の合計額）を記した文書を住民に渡すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

【その他の移転プログラムについて】

28. 以下は、事業の EIA 及び EMP には記載があったものの、8 月 4 日及び 6 日の会合で住民に配布された書面には記載されていなかった事項ですが、これらについて住民と協議がなされ、実施することが決定している、または、実施の予定はありますか。実施されないことが決定している事項があれば、その理由をご教示願います。
- 28-1. 移転後 4 年間、電気、水の支払い料金への補助³⁴
 - 28-2. 移転地では、コミュニティの狩猟、森林産物の採集のための新しい森林地域が与えられ、狩猟の権利、森林資源へのアクセスの権利が保障されなければならない³⁵
 - 28-3. 健康・栄養・安全プログラム/コミュニティ支援プログラム³⁶、クリニック/健康センター及びセンターにおける医療従事者による毎週の出張診察³⁷
 - 28-4. 下水システム³⁸、廃棄物処理システム³⁹、協同組合センター（商業・文化・手工芸品・取引センター）⁴⁰

³³ 2003 年 EIA (P.6-14) には、補償は市場価格に基づかなければならないと記されている。

³⁴ 2003 年 EIA (P.6-14) には以下のようにある。“Tapped water supply will be made available to all houses and facilities. Through out periods of rehabilitation, only minimal charges would be made.” “Electricity supply will be made to all house and facilities. Similarly, through out periods of rehabilitation, only minimal charges would be made.”

³⁵ 2003 年 EIA (P.6-8) 。FoE Japan が 2008 年 12 月に現地で実施した聞き取り調査でも、多くの住民（インタビュー回答者の過半数以上）が森で植物等を採集し、副収入としていることが明らかになっており、その重要性については指摘するまでもない。<<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/kelau/pdf/20090422.pdf>>

³⁶ 2003 年 EIA (P.6-18) EMP (P.9-12)

³⁷ 2003 年 EIA (P.6-15) EMP (P.9-9)

³⁸ 2003 年 EIA (P.6-14) EMP (P.9-9)

³⁹ 2003 年 EIA (P.6-15) EMP (P.9-9)

⁴⁰ 2003 年 EIA (P.6-17) EMP (P.9-9)

添付資料

アブラヤシ農園及び果樹園の管理について、各々の文書に以下のような記述がある。

- 2003 年 EIA (P.6-17) 及び EMP (P.9-5) : “ a governmental management agency be appointed to manage the development of the oil palm scheme for the community, similar to the development and management of the FELDA scheme ”
- 8 月 4 日の会合で住民に配布された書面 : “ Lembaga Kemajuan Pertanian Pahang (LKPP) telah dilantik untuk membantu mengusahakan 5 ekar ladang sawit tersebut selama 48 bulan iaitu sehingga matang dan akan diserahkan semula kepada Ketua Isi Rumah untuk diusahakan selepas tempoh tersebut manakala 1 ekar dusun akan diusahakan sendiri. ” ⁴¹

また、2009 年 9 月 14 日に開催された住民会合で、以下の点につき話し合われているという。

- 移転地の果樹園の土地 (各 1 エーカー) を移転時期まで民間業者にレンタルするという案について (住民に収入がある) 住民は基本的に了解であるものの、具体的な手続き等を確認すること。
- 移転後のアブラヤシ農園の管理方法について、住民自ら実施するか、民間業者に管理を委託するかは、依然住民の間で意見が分かれており、再度住民間で協議すること。

⁴¹ FoE Japan 仮訳 : 「パハン農業開発機関 (LKPP) は、48 ヶ月間、すなわち (アブラヤシが) 成長するまでの間、5 エーカーのアブラヤシ農園の労働を支援するために任命された。その後、自ら管理できるように世帯主に引き渡される。一方、1 エーカーの果樹園は自ら管理する。」